台風・地震などの非常時における登下校について

令和8年10月1日 改訂

1 生徒が**登校前**に、「愛知県」「尾張東部」「春日井市」に、以下の警報や情報が発表、または災害が発生した場合

(1) 「暴風・暴風雪警報」が発表されている場合

警報の発表	授業	給食(食事)
A 午前7時までに 警報解除	通常授業	※給食の有無は前日の正午までに決定されます。 ●給食の中止連絡がない場合は、給食があります。 ●給食の中止連絡があった場合は、弁当持参になります。
B 午前7時以降 午前11時までに 警報解除	5時間目から 授業開始	自宅で食事
C 午前11時を過ぎても 警報が発表されて いる場合	休校(授業はありません)	
○ 道路や建造物等の破損、冠水、河川の増水などで、登校が危険と保護者が判断した場合は、登校しないでください。 ○ 下校は、通常の下校時刻になります。		

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合

自宅待機になります。登校しないでください。

(3)「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」の発表された場合

・通常通り、教育活動を行います。

・校外活動については発表後に出発する場合は一時見合わせます。

・後に発表される臨時情報に備え、学校で情報収集を行います。

(4) (3)の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合

ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

・通常の授業や行事は行い、授業終了後には、生徒を速やかに帰宅させます。

・部活動や補習については実施しません。

・校外活動については、発表後に出発する場合は延期(中止)します。

・学校は、学校の立地条件や生徒の登下校の状況を勘案して、必用と判断した場合には、臨時休業とします。

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

・通常通り、教育活動を行います。

・校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰宅させます。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

・通常通り、教育活動を行います。

2 生徒が**登校後**に、「愛知県」「尾張東部」「春日井市」に、以下の警報や情報が発表、または災害が発生した場合

(1)「暴風・暴風雪警報」が発表された場合

当日の授業をすべて中止し、安全を確認して、速やかに、下校させます。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合

当日の授業・部活動等をすべて中止し、通学路など学校の周囲の安全を確認した上で、速やかに下校させます。

(3)「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表された場合

・通常通り、教育活動を行います。

・校外活動については発表後に出発する場合は一時見合わせます。校外で活動中の場合は、帰宅できるよう準備します。

・後に発表される臨時情報に備え、学校で情報収集を行います。

(4)（3）の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

・通常の授業や行事は行い、授業終了後には、生徒を速やかに帰宅させます。

・部活動や補習については実施しません。

・校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰宅させます。

・学校は、学校の立地条件や生徒の登下校の状況を勘案して、必用と判断した場合には、臨時休業とします。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

・通常通り、教育活動を行います。

・校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰宅させます。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

・通常通り、教育活動を行います。

※ただし、(1)～(3)の全ての場合において、通学路の通行が危険 と認められる時などは、生徒の 校内の安全な場所で待機させ、保護者のお迎えをお願いすることがあります。

※震度5弱に満たない地震の場合も、安全確認の状況によっては生徒を学校に待機させることもあります。

◆「南海トラフ地震」への対応について

(1) 令和元年5月 31 日に「南海トラフ地震に関する情報」の提供方法が改められました。今後は、「南海トラフ地震臨時情報」と、「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類が発表されます。「南海トラフ地

震臨時情報」では、調査・評価検討会を経て、警戒が必要と判断されると、「避難・自宅待機」等何らかの指示が出されます。

(2) 関係機関からの指示がありましたら、H&S・学校ホームページでご連絡させていただきます。

3 警戒レベル4以上または「特別警報」が発表された時

●登校前

(1) 午前7時の段階で、「春日井市」に大雨等による警戒レベル4以上または「特別警報」が発表されている場合は**「休校」となります。**その後、レベル3になってもその日は「休校」となります。

(2) 午前7時より前にレベル3以下になっても気象情報に注意し、危険があると判断した時には、登校を見合わせ、自宅待機をしてください。また、登校中に危険箇所(河川の増水、道路の冠水、建物の倒壊等)に遭遇した時、あるいは、激しい降雨等、登校することに危険、困難を感じた時は、無理して登校せずに、帰宅して自宅待機をしてください。

●登校中・後

(1) 午前7時から本校の始業時間までに警戒レベル4以上または「特別警報」が発表された場合も「休校」です。登校中に警報が出たことを知った場合は、無理に登校せず帰宅とします。**すでに登校していましたら、「学校待機」と原則とし、状況に応じて保護者への「引き渡し」等**による下校の対応を行います。ただし、レベル5の場合については、学校待機とし垂直避難など命を守る最善行動をとります。(その場合は、H&S・学校ホームページでお知らせします。)

(2) 始業後は、発表があった場合、即時に授業等を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。

(3) 警戒レベル4以上または「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められる時は、引き続き校内に待機させ、生徒の安全を確保します。

(4) 警戒レベル4以上または「特別警報」解除後、通学路等の安全確認ができた場合は、学校からH&S・ホームページでご連絡いたします。

◆「警戒レベル」について

災害発生の危険度と、とるべき避難行動を住民が直観的に理解できるようにするため、5段階のレベルで示される情報です。「大雨」「氾濫」「土砂災害」「高潮」の4つについて発表される。

4 大雨・洪水・雷などで危険な場合

(1) 登校前(午前7時の段階)で春日井市に「大雨・洪水警報」が発表されている場合でも、安全であれば平常通り授業を行います。

・ 地域や通学路が安全な状況であれば、登校させてください。

・ 通学路が冠水し、登校不能や危険な状態になった場合は、その状況を学校へ連絡し、自宅で待機させてください。

(2) 登校後に大雨・洪水・雷などで、危険な状況の場合は、危険がなくなるまで生徒を学校に待機させます。学校待機を原則とし、状況に応じて保護者への「引き渡し」等による下校の対応を行います。ただし、レベル5の場合については、学校待機とし垂直避難など命を守る最善行動をとります。その場合は、H&S・学校ホームページでお知らせします。

・「避難勧告」「避難指示」が出された地域の生徒は、安全のため学校で待機させます。保護者によるお迎えをお願いいたします。

5 その他

(1) 緊急時は、H&Sでお知らせしますので未登録の方は登録をお願いします。また、送受信ができない状況も考えられますので、ラジオ・テレビなどで、最新の情報を入手してください。

(2) 災害時の避難場所や連絡先を家庭で話し合っておいてください。また、学区の中で危険な状態であるときは、状況把握の観点から、下記までご連絡ください。

連絡先　春日井市立知多中学校　　電話 0568−32−1727

(3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じ、県または市の教育委員会から指示があった場合は、上記にかかわらずその指示に従ってください。